

3

農地の確保

一般に土地を買う場合には、売り主と買い主が売買契約を締結し、買い主が代金を支払って所有権の引き渡しを受け、その旨を登記することになります。農地を買ったり借りる場合には、契約を結ぶ

だけでなく農地に関する法律（農地法や農業経営基盤強化促進法）の許可が必要になります。その窓口は市町村・農業委員会です。許可を受けないと、せっかく農地を取得しても登記できません。

新規就農者であるからという理由で許可されないということはありませんが、この許可にあたっては、下記の（ア）～（オ）の要件を満たす必要があります（ウ、エを満たさない場合にも条件付きで借りられるようになりました）。農業技術や機械・施設の装備、さらに農地を取得しどんな農業をやるのか（営農計画）等については、そうした農地等を取得する場合の要件の判断基準として、問われてくるわけです。

なお、既設の畜舎（牛舎、鶏舎など）や山林を買う場合

には、農地ではないので、農地法の許可は必要ありません。ただし、取得した山林などを開発する場合は、他の法律の許可が必要な場合もありますので、まず農業委員会などに相談することが大切です。

就農先で農地を取得するには、自分の目指す経営作目や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか設定し、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権など、さらに購入する場合は農地価格を十分検討して選定することが望ましいです。しかし、農家の兼業化による所得増加や先祖伝来の農地への愛着などの社会的要因が強くからみ、農家は農地を容易に手放さない傾向にあり、農地売買に関する情報も少ないのが実態です。また、実際の取引は相手の人柄をよく知ってからという話をよく聞きます。このため、農地取得の際は、新規就農者の受け入れに積極的な県、市町村の情報を収集するとともに、場合によっては、就農候補地に先に住居を移し、地域における信頼関係を作ることも考えてください。また、公社所有農地を一定の条件で割引で買える地域もあります。

全国農業会議所の農地情報提供システムでは、新規就農希望者が買ったり、借りたりできる農地情報を得ることができます。

農地情報提供システムホームページ <http://agri.nca.or.jp>

農地の権利移動の要件（買ったり、借りたりするには）

I 通常

- ア** 【全部効率利用要件】 農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと
- イ** 【下限面積要件】 経営面積の合計が原則50a以上（北海道は2ha以上）であること（市町村の農業委員会がこれより低い面積を定めている場合があります）
- ウ** 【農作業常時従事要件】 個人の場合は農作業に常時従事すること
- エ** 【農業生産法人要件】 法人の場合は農業生産法人であること
- オ** 【地域との調和要件】 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

II 解除条件付き貸借（上記ウ、エを満たさない場合）

上記ア、イ、オを満たすこと
これに加えて、

- カ** 書面による解除条件付きでの契約
- キ** 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ク** 法人の場合（農業生産法人を除く）役員のうち1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

注：IIの場合、毎年、利用状況を報告しなければいけません。適正に利用しない場合、最終的には許可を取り消されることとなります。

4 機械や 施設の確保

現代の農業は一部の有機農業などを除いて一般的にはかなり施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとするれば多くの資金を必要とします。稲作の場合、機械整備一式で最低1,000万円は必要です。畜産の場合は畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当の投資が必要です。県・市町村によっては、様々な支援を行っている所もあります。

しかし新規就農者の場合、まず農地購入の資金や2～3年は無収入と想定した場合の生活資金の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。中古品やリース、借り受けなどで対応するのも負担を軽減する方



法のひとつです。

また、離農した農家などの農機具、施設を農地や住宅とセットで、一括して買い取るのもひとつの方法で、格安の価格で入手できます。全国新規就農相談センターでは、このような第三者への経営継承を2008年度から支援しています(P34)。

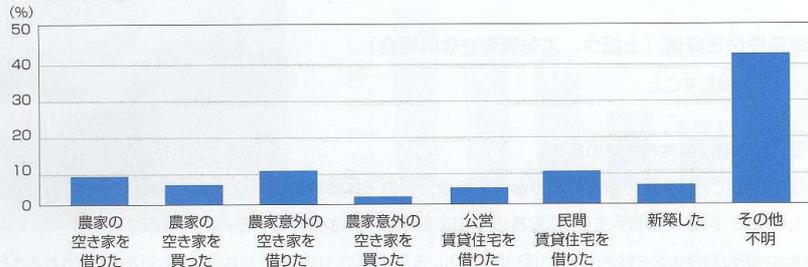
5 住宅の確保

農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住居は、就農希望先の関係機関・団体や就農の世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と合わせて確保するように、地元の人たちの協力を得て、それぞれ工夫することが大切です。

なお、公的住宅は一定の入居条件がありますし、空き家にしても築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむなどの場合もありますので、借りる場合はまだしも買い取る場合は特に注意が必要です。



住宅の確保方法



新規参入者の就農実態調査結果より(2010年)

経営計画を立てるには

本格的な研修を終えたら(終える前に)経営計画を立て、目指す経営像が実現可能かよく吟味します。作目、経営農地面積、労働力、資金から、生産計画を立て、どの程度の収益を上げられるか計算しましょう。収量や販売価格は、農林水産省や各地の卸売市場のホームページで分かる数値が参考になります。一年目から平均収量を上げることは難しいので、収量は低めに見積もりましょう。機械や施設の値段は農林水産省やメーカー、販売店のホームページから確認できます。地域での標準的な作型や必要な施設などを知るには、都道府県の普及組織に聞くことも有効です(「〇〇県農業改良普及センター」などの名称)。初期費用を抑えるためには、中古で購入したり、離農農家から安く譲ってもらうことも考えましょう。

○農林水産省の統計情報

- 『農業経営統計調査』(毎年) 作目別品目別の経営内容・生産費など
 - 『農業物価統計』(毎年) 肥料・農薬・機械の購入価格
 - 『農業センサス』(5年ごと) 農業者数・農地面積など農業構造全般
- ※農林水産省ホームページで確認できます。

経営計画の一例

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
売上(生産販売)						
経営規模(m)						労働力(25歳用) 1人
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)						単位/kg/10a
生産量 (kg)	0	0	0	0	0	単位
売上高	0	0	0	0	0	換算
経営規模(m)</						

自治体による新規就農支援の利用

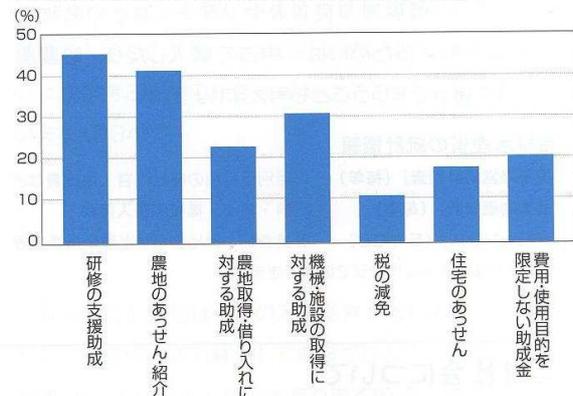
都道府県・市町村段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農用地の借り入れにともなう賃貸料の助成、農用地取得費の助成、農用地・施設の取得にともなう固定資産税等の税負担の減免、機械・施設のリース助成、低利資金の貸付および制度資金等への利子補給、家賃などの助成、費用・使用目的を限定しない助成金の交付、一定期間以上の就農を要件とした就農支援資金の償還免除措置などとなっています。

ただし、このような支援措置を打ち出したり、内容を充実させている県・市町村は、逆にいえば、それだけ農業をやる人（担い手）が少なく、したがって農業をやる条件が厳しいことを物語っています。また、栽培作物や経営類型を地域振興作目に限定したり、一定の条件を求められるケースがほとんどです。

就農先を検討する場合、県・市町村の支援措置の内容だけを比較検討するのではなく、あくまでも、自分の目指す経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終就農地を決定する際の判断材料のひとつとして支援措置を考慮することが望ましいといえます。

県・市町村の支援措置は、その趣旨および内容をよく吟味して、自分の新規就農の具体化に向けて主体的に有効に活用することが大切です。

新規就農者が利用した都道府県・市町村の独自の支援措置



新規参入者の就農実態調査結果より(2010年)

就農後の留意事項

サラリーマンなどから、新しく農業を始められる方は、次の点に留意してください。

- ◆ サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は、給与から一括差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について前年度の所得額などに応じて、課税されることになります。
- ◆ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満 20 歳以上の者すべてが対象になります。さらに、農業経営主などは「農業者年金」に加入することができます。「認定就農者」が農業者年金に加入する場合、その掛け金に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会に相談してください。
- ◆ 就農と同時に始まる農業資材や生産物の取引などの経済活動は、地域の JA（農協）を通じて行うことが多いため、JA（農協）の組合員となるための手続きも必要となります。

知っておきたい主な農業関係の組織

農業委員会

市町村役場の中に農業委員会があります。農業委員会は選挙によって選ばれた農業委員を中心として組織されている行政委員会です。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新たに農業を始めるための相談窓口（新規就農相談センター）を設けている都道府県農業会議、全国農業会議所は、この農業委員会の系統組織です。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行く必要がありますので、あらかじめいろいろ相談しておくほうがよいでしょう。

都道府県青年農業者等育成センター

都道府県青年農業者等育成センターは、新たに就農しようとする意欲ある青年の就農を支援していくため、都道府県知事の指定により都道府県段階に設置されている公益法人です。指定されている法人は、青年農業者等育成基金、農業公社、その他の法人など、県によって異なります（P38）。

このセンターは、農業技術の研修教育や就農準備のための無利子資金である就農支援資金の貸付主体となりますが、資金の貸付だけでなく、新規就農相談センターとして、就農相談など、就農時のさまざまな支援活動を行っています。

また、認定就農者に対する窓口でもあります。

農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にある農協やその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

農協には、農業全般についての事業をする総合農協と作目（家畜等）別の専門農協があり、その上に全国段階の連合会があります（都道府県段階には、事業本部や連合会があります）。農業者の大部分が加入しているのは総合農協で、通常、農協という場合、この総合

農協をいいます。農協は、組合員を相手に農業資材・生活物資のあっせん、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に係わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合は農協が主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金なども農協が貸してくれます。

普及指導センター（旧農業改良普及センター）

普及指導センターでは、普及指導員が農村を巡回し、直接農業者に対して技術や経営方法について個別指導を行っています。各都道府県のおおむね郡単位ごとに設置されており、地域の技術・経営指導のセンター的役割を果たしております。

普及指導センターには就農相談窓口が設けられており、新規就農希望者に対しても、就農関連情報の提

供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に応じています。新規就農にあたっての営農計画の作成にアドバイスを受けるとよいでしょう。また、新規就農者のための農業改良資金の受付窓口にもなっていますので、相談されるとよいでしょう。

さらに、就農後も経営の発展段階に応じた個別濃密指導など一貫した支援活動を行っています。

就農を支援するさまざまなしくみ



農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまなしくみ

新規就農相談センターとは

農業技術習得の支援

新しく農業をはじめるとあっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などのやりたい農業のイメージづくりにも役立ちます。

近年は、新規就農希望者が必要な技術や知識を習得するための学校が数多く用意されています。全国各地にある就農準備校では、農業以外の職場に勤めながら、農業の初歩的知識や技術の習得、体験ができます。また、作業体験やボランティアができる場所が首都圏など主要都市圏に開設されています。専門的な技術を習得するための学校としては、道府県立農業大学校や民間の農業者育成機関があります。

学校ではなく、農業法人で学ぶ方法もあります。全国各地約160の農業法人では、1週間から6週間程度の就業体験を行う農業インターンシップを受け入れています。また、就農希望者のための「研修コース」を用意している農業法人も増えてきました。もちろん、農業法人で働きながら技術を習得することも可能です。

農業法人だけでなく、個人の農家でも研修生を受け入れているところがあります。また、市町村においても、就

農希望者の研修と地域への円滑な就農へ誘導する現地実践研修農場が設置しているところが増えてきています。

さらに、就農前の研修場所の相談・あっせん、就農時の資金・営農計画、就農後の技術・経営指導等について、普及指導センターが、市町村、農協等関係機関と連携してサポートしています。

学校で学ぶ

全国42道府県に設置されている道府県農業大学校や、農業の専門学校で、地域に根ざした実践的な農業を学ぶことができます。高校卒業生を対象とした2年間の実践的研修教育コース、短大卒業生などを対象とした1年間または2年間の、より高度な研修教育コース、就農希望者・農業者を対象とした短期研修コースや夜間講座を開設しています。

- 参考：農林水産省 農業を学ぶための学校のご案内
- http://www.maff.go.jp/j/keiei/zinzai/kyoiku/kyoiku_syoukai.html

農地等確保の支援

農業を始めるには、一般的に農地を利用することになります。農地を買ったり借りたりする場合には、農地に関する法律の許可が必要になります。その窓口は市町村・農業委員会です。また、一口に農地といっても、これから新しく農業を始めようとする人の場合は、どのようにすれば農地を取得することができるかなど、分からないこともあるのではないのでしょうか。さらに、農地は農家の生産手段であると同時に財産でもあるため、実際の農地の取引はなかなか難しいものです。

そのために、円滑な農地取得を支援するものとして農地保有合理化事業があります。また、新規就農希望者が利用できる売却・貸出可能な農地の個別物件情報をインターネットで提供する仕組みが2009年より公開されています。

農地保有合理化事業

これは、営利を目的としない公的な法人（農業公社など）が、農地の売買、貸借を仲立ちする事業で、初めて農地を取得する人でも安心して農地の買入れ、借り入れをすることができます。また、契約に伴う諸手続きをしてもらえるほか、税制や、金融面でも大きなメリットがあります。

農地を買う場合、10年分割で支払う方法や5年～10年間借り、その後経営が軌道に乗った時点で買入れるといった方法をとることもできます。この場合、農地の購入・貸借とあわせて、農業用機械・農業用施設をリースすることもできます。この方法は、資金的に余裕のない新規就農者に適しています。

詳しくは、市町村の農業委員会、または都道府県農業公社・市町村農業公社にご相談ください。

農業インターンシップで体験

学生の方も、社会人の方も、全国各地の農業法人約150社で就業体験（インターンシップ）を行うことが出来ます。期間は1週間～6週間で、随時受け付けています。食費、宿泊費は受け入れ先の農業法人が負担します。体験期間中の傷害保険料は無料ですので、現地までの交通費のみで体験が可能です。

インターンシップを受け入れている農業法人は、全国新規就農相談センターのホームページ上で公開しています。

■ 参考：事業の概要は、P32 ページをご覧ください

酪農ヘルパーになる

酪農は生き物が相手の仕事なので年中無休です。酪農家が休みをとる際に、活躍するのが酪農ヘルパーで、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事です。独立就農のために働く人もいます。相談窓口では、酪農ヘルパーになるための相談、酪農体験実習、酪農ヘルパーからの就農希望の相談などを行っています。

■ 参考：酪農ヘルパー全国協会

■ <http://d-helper.lin.gr.jp/>

■ 電話 03-5577-5135

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまなしくみ

新規就農相談センターとは

資金確保の支援

新たに農業経営を開始する方や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人などを資金の面からサポートするため、国や地方公共団体、関係機関では様々な支援策を講じています。一般の資金に比べて低利で、しかも長期返済ができる制度資金は、用途に応じて多

様な資金が用意されています。また、平成24年度からは、所得が不安定な就農前後の若い新規就農者を支援する新たな助成制度として、「青年就農給付金」がスタートしています。

制度資金

新規就農者向けの「制度資金」としては、就農支援資金があります。

就農支援資金は、新たに就農しようとする青年（15歳以上30歳未満、知事の特認で40歳未満まで可）、他産業での経験豊かな中高年（55歳未満、知事の特認で65歳未満まで可）を対象に、就農のために必要な資金を無利子で貸し付けるものです。2008年度からは、農業法人等の従業員が独立する場合も対象となりました。

就農支援資金には、①農業大学校などの研修教育施設や国内外の先進農家や農業法人などでの技術習得のための研修に必要な資金を融資する就農研修資金、②就農にあたって事前に必要な資金を融資する就農準備資金、③農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金を融資する就農施設等資金があります。

就農施設等資金は、経営開始から5年間に必要な機械の購入費、施設の設置費等が貸し付けの対象になります。貸付限度額は、青年の場合（15歳以上30歳未満、知事の特認で40歳未満まで可）、3,700万円。中高年の場合（55歳未満、知事特認で65歳未満まで可）、2,700万円になります。

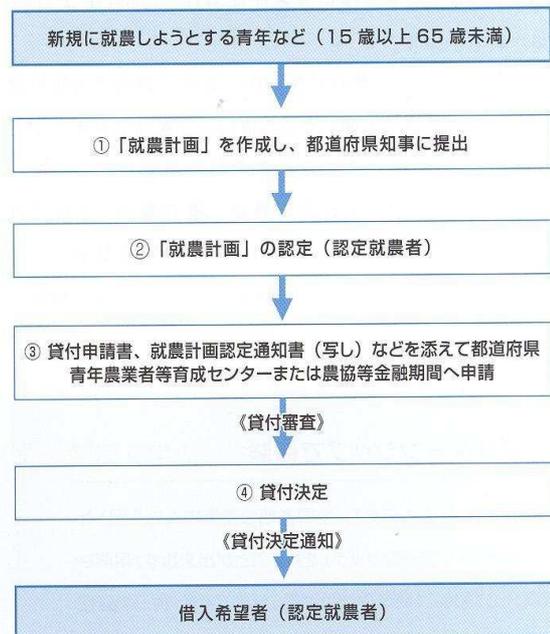
このうち青年の場合2,800万円を超える額、中高年の場合1,800万円を超える額の貸し付けは、資金需要の2分の1以内になりますが、残りの部分は農業近代化資金を借り受けることも可能です。

貸付主体は、都道府県青年農業者等育成センター、農協・銀行等です。

就農施設等資金では、農協・銀行等から借り受ける場合には、都道府県の農業信用基金協会の信用保証の対象となり、担保・保証人が十分でない場合も借り受けが可能になるよう（保証付きで借り受けが可能となるよう）措置されます。

また、就農研修資金と就農準備資金は、新規就農者を雇い入れる農業法人等が借り入れることも可能です。

制度資金は、このほかにも政策目的に応じていろいろあります。また、利子補給など独自の支援措置を講じている市町村や道府県もあります。詳しくは、最寄りの農協や市町村、農業委員会、普及指導センターにお問い合わせください。



ア 新規に就農しようとする青年など（15歳以上65歳未満）で就農支援資金の借入を希望する者は、研修計画や就農時の営業目標などを記した「就農計画」を作成し、市町村、農業大学校や普及指導センターなどの最寄りの窓口を通じて都道府県に提出し、知事の認定を受けます。（①、②）

イ 認定就農者のうち、就農支援資金の借入を希望する者は、貸付申請書、就農計画認定通知書（写し）などの関係書類を添えて、都道府県青年農業者等育成センターまたは農協等金融機関に提出・申請します。（なお、提出書類、提出窓口などは、都道府県で異なります）（③）

ウ 青年農業者等育成センターまたは農協など金融機関では、提出書類等に基づき貸付審査を行い、貸付を決定します。（④）

主な資金の種類と融資条件

	融資限度額	利率(注4) 融資対象	返済期間	連絡先	
就農支援資金(注1)	農業大学校等 月額5万円	無利子 農業技術・経営手法を 習得するための実践的な 研修に必要な経費	青年の場合 平場：12年以内 うち据置期間4年 条件不利地域 ：20年以内 うち据置期間9年	農林水産省 経営局 就農・女性課 ☎03-3502-6469 都道府県の担当部局	
	先進農家等 月額15万円		中高年の場合 平場：7年以内 うち据置期間2年 条件不利地域 ：12年以内 うち据置期間5年		
	指導研修(青年のみ) 200万円	無利子 就農先の調査、就農に伴う住居の 移転、資格の取得など就農に 当たっての準備に必要な経費	12年以内 うち据置期間5年		
	就農準備資金 200万円	無利子 農業経営を開始する際の 機械の購入費、施設の 設置費、家畜購入費、 各種修繕費・リース料、 種苗・肥料費等の 運転資金 (運転資金は経営開始初年度に限る)	12年以内 うち据置期間5年		
就農施設等資金 (注2)	青年の場合 3,700万円(注3)	無利子 農業経営を開始する際の 機械の購入費、施設の 設置費、家畜購入費、 各種修繕費・リース料、 種苗・肥料費等の 運転資金 (運転資金は経営開始初年度に限る)	12年以内 うち据置期間5年	農林水産省 経営局 金融調整課 ☎03-6744-2165 都道府県の担当部局	
中高年の場合 2,700万円(注3)					
農業近代化資金 (認定就農者の場合)	1,800万円もしくは 必要な経費の80%の いずれか低い額 (特認2億円)	1.2%(注4)(注5) 施設・農機具資金、 長期運転資金 (一部のみ)	原則17年以内 うち据置期間5年以内		農林水産省 経営局 金融調整課 ☎03-6744-2165 都道府県の担当部局
農業改良資金 (認定就農者の場合)	5,000万円もしくは 必要な経費の80%の いずれか低い額	無利子 施設(農機具を含む) の改良、造成または 取得等資金	10年以内 うち据置期間3年		日本政策金融公庫 農林水産事業総合支援部 フリーダイヤル 0120-154-505
経営体育成強化資金 (認定就農者の場合)	1億5,000万円もしくは 必要な経費の80%の いずれか低い額	1.4%(注4) 農地取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金(一部のみ)	25年以内 うち据置期間3年以内 (認定就農計画に従って行う) (農地等の取得は5年以内)	農林水産省 経営局 金融調整課 ☎03-6744-2165 都道府県の担当部局	
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (認定農業者の場合)	1億5,000万円 (特認3億円)	貸付期間に応じ0.6~ 1.4%(注5) 農地取得資金、施設・ 農機具資金、長期運転資金	25年以内 うち据置期間10年以内	農林水産省 経営局 金融調整課 ☎03-6744-2165 都道府県の担当部局	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) (認定農業者の場合)	極度額 一般経営500万円 畜産経営または施設園芸 経営を含む経営2,000万円	1.5%(注4) 短期の運転資金	1年以内	農林水産省 経営局 金融調整課 ☎03-6744-2165 都道府県の担当部局	

(注1) 青年等就農促進法に基づき就農計画の認定を受けた者が貸付対象。青年の場合(15歳以上30歳未満、知事特認で40歳未満まで可)、
中高年の場合(55歳未満、知事特認で65歳未満まで可)。
(注2) 農協・銀行などが貸付主体になる場合は、都道府県の農業信用基金協会の信用保証の対象。
(注3) 青年の場合2,800万円を超える額、中高年の場合1,800万円を超える額は、900万円または、必要な資金の額の1/2のいずれか低い額。
(注4) 利率は、2012年5月23日現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討なさる際は、最寄りの農協などで最新時点の
ものをお確かめください。
(注5) スーパーL資金・農業近代化資金の2011年度貸付については、認定農業者の場合、貸付当初の5年間は、実質無利子。

■ 青年就農給付金

◇ 年間150万円を就農前（2年間）、就農後（5年間）に給付

この制度には、「準備型」と「経営開始型」の2つがあり、「準備型」は、農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間給付します。一方の「経営開始型」は、市町

村が作成する「人・農地プラン」（東日本大震災の津波被災地域は経営再開マスタープラン）に位置づけられた（見込みを含む）新規就農者に年間150万円を最長5年間給付します。

主な給付要件

若い新規就農者の倍増に向けた目玉施策として注目されている同給付金ですが、給付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

「準備型」は、①就農予定時の年齢が原則45歳未満であること ②独立・自営就農または雇用就農を目指すこと ③3年間の研修時間がおおむね1200時間以上など、研修計画が国の示す基準に適合していること ④常勤の雇用契約を締結していないこと ⑤生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと——が要件となります。適切な研修を行っていない場合や研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合は給付金を国に返還しなくてはなりません。

また、「経営開始型」は、①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについて強い

意欲を持っていること ②独立・就農であること（親元で就農する場合でも、5年以内に経営を継承するか、独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象） ③経営開始計画が独立・就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること ④「人・農地プラン」に位置づけられていること（前述） ⑤生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと——が要件となります。給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合などは給付停止となります。

なお、「経営開始型」については、夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1・5人分を給付するほか、複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付します。平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象となりますが、給付は就農後5年度目までとなります。

●青年就農給付金の給付要件

準備型（研修期間中）

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ▶ 都道府県が認める研修機関・先進農家等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する(※)
 - ※既に研修を開始しているものであっても、残りの研修期間が1年以上の場合は給付対象
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと

返還

- (1) 適切な研修を行わない場合
 - ▶ 研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合
- (2) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ▶ 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合
- (3) 給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合

経営開始型（独立・自営就農直後）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農であること
 - ▶ 自ら作成した経営開始計画に則して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
 - ・自ら農地の所有権もしくは利用権(外部からの賃借が主)を有している。
 - ・主要な機械・施設を自ら所有・賃借している。
 - ・本人名義で生産物を出荷取引している。
 - ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
 - ▶ 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。
- (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
 - ▶ 独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係わる農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画である。
- (4) 人・農地プランへの位置づけ
 - ▶ 市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む)に位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)。
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給しないこと

■ 給付対象の特例

- ▶ 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は1.5人分を給付する。
- ▶ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- ▶ 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができることとするが、給付は就農後5年目までとする。

■ 給付停止

- ▶ 給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合
- ▶ 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

農業法人に就農する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまなしくみ

新規就農相談センターとは

新規就農相談センターはこんなお手伝いをしています
～農業を始めるために必要ないろいろなご相談におこたえます～

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまなしくみ

新規就農相談センターとは

農業に興味があり、やってみたいと思っても、サラリーマンには農地がもてない、農業ができないとお考えではないでしょうか。

サラリーマンなどこれまで農業をやったことのない人でも、農地を取得して農業を始めることができます。また、最近では、農業法人などに就職して農業を始めることもできます。

しかし、実際には買ったり借りたりする条件は何か、空き家など住む家はあるのか、求人募集をしている農業法人などの情報が必要です。

「全国新規就農相談センター」（全国農業会議所内）と「都道府県新規就農相談センター」（都道府県青年農業者等育成センター、都道府県農業会議内）ではこのような情報を集めており、ご相談におこたえます。

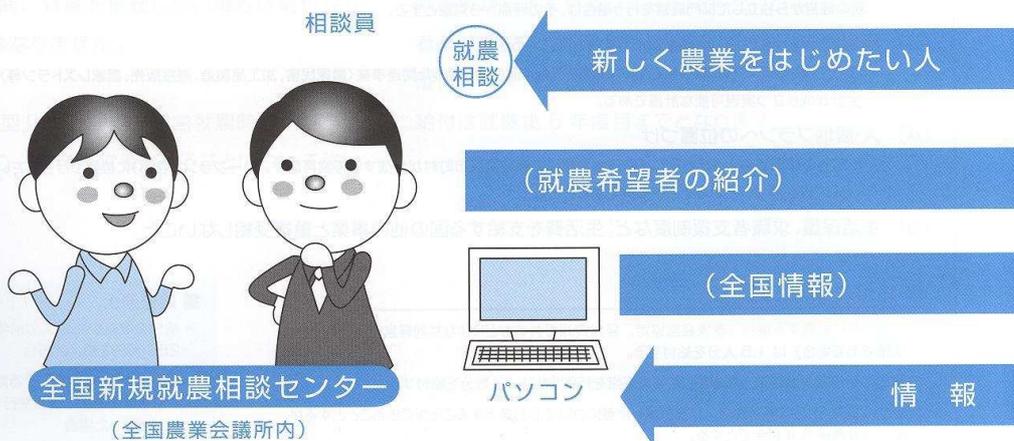
農業に興味を持っておられる方々、田舎暮らしなど自給自足で定住を考えている、あるいは実際に農業をやりたい方もお気軽に、まず、これら相談窓口をご利用ください。

新しく農業を始める人のための情報を集めています

相談の内容に応じて情報の提供や紹介をします

農業・農村についてご説明します

新規就農相談の流れ



新しく農業を始めたい人にとって欠くことのできない①買ったり、借りたりできる農地、空き家、②農業の実習を受け入れてくれる農家、③新規就農者を受け入れてくれる市町村など、

④求人または研修生を募集している農業法人・農家の情報を全国から集めています。

新規就農に必要な情報の提供をします。

① 農業の実習や研修を望む人には、受け入れてくれる農家、機関などを紹介します。

② 農業・農村の実情、農業技術・経営、農業施策等について詳しく知りたい人には、それぞれの専門機関、団体などを紹介します。

なお、PR・イベント活動として新・農業人

フェア、新規就農者等交流会などを実施しています。

また、インターネットのホームページ（URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>）も開設しています。新着情報では各県、市町村の就農に関するイベント、研修、募集などの情報が常時更新されています。

農業を始めるにあたって必要なこと、農地を買ったり、借りたりする場合に気をつけること、農業についての融資や補助が受けられる事業の

内容など、農業をやっていく上での必要な事項について説明します。



全国新規就農相談センターの活動内容

全国新規就農相談センターでは、日常の相談活動以外にも新規就農に関する様々な支援活動を行っています。大きく分けると、①情報提供、②体験・研修活動、③農業法人への就職支援、④独立就農支援、⑤農業技術検定になります。①情報提供は、手軽に豊富な情報が得られるホームページの開設と全国各地の具体的な情報が得られる新・農業人フェアです。②体験・研修活動は、農業法人での体験と、学校での体験・研修を用意しています。③農業

法人への就職支援は、ホームページ上での情報提供、合同会社説明会である新・農業人フェアのほか、無料職業紹介所としても活動しています。④独立就農支援は、後継者不在農家から第三者への経営移譲を支援する「経営継承事業」を行っています。そのほか、農業技術のレベルを客観的に評価する「日本農業技術検定」を行っています。以下、具体的な支援内容を紹介します。

■各支援内容への問い合わせ先

全国新規就農相談センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル 全国農業会議所内
TEL:03-6910-1126 FAX:03-3261-5131 URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>

1 新規就農相談活動

ベテランの就農相談員による個別の就農相談（予約が必要）、新規就農相談会、農業法人合同会社説明会、新規就農セミナーなどを同時に行う「新・農業人フェア」（年9回開催）、就農相談の基礎資料となる「都道府県・市町村等の新規就

農受入支援情報」「新規就農事例集」などの調査・作成、農業法人等による求人情報など様々な情報を網羅したホームページの運営などを行っています。

(1) 全国新規就農相談センター ホームページ

全国新規就農相談センターでは、就農にあたって必要となる制度・事業などの紹介や求人・研修情報などを掲載したホームページを開設しています。

月平均3万人以上の方がアクセスし、電子メールで就農相談するなど、ご利用いただいております。また、逆に受け入れを希望される農業法人からのご連絡もあり、最近では、就農情報だけでなくとどまらず、関連する情報も充実してきております。

都道府県新規就農相談センターのホームページも開設され、各県の農業概要や新規就農の支援措置が閲覧できるようになり、電子メールで相談もできます。

また、全国の農業法人の求人情報もホームページで閲覧することができます。



ホームページに記載されている内容

- 新着情報
- 新規就農にあたっての手続きなど
- 受入支援事業などの紹介
- 求人情報
- 関連するページへのリンク

(2) 新・農業人フェア 新規就農セミナー・農業法人合同会社説明会・新規就農相談会など

全国新規就農相談センターでは、都市生活者の新規就農への関心が高まる中で、広く一般の方を対象に新規就農の実際や方法などについてPRするため、就農希望者の相談に応じるため、また操業法人への就職希望者のために『新規就農セミナー』、『新規就農相談会』、『農業法人合同会社説明会』などを同時に行う『新・農業人フェア』を開催しています。同フェアは、学生を含め、毎回多くの就農希望者が集まる新規就農に関する一大イベントとなっています。



1 農業法人合同会社説明会

農業法人への就職・研修希望者のために、従業員をしている農業法人経営者と面談できるブースを設置します。毎回、全国各地から約40ブースが集まります。

2 新規就農相談会

都道府県新規就農相談センターなど都道府県ごとのブース、受け入れ希望市町村ごとのブースなどを設置し、農業を始めるための個別相談に応じます。

3 新規就農セミナー

農業法人への就職、新規に農業を始めるためのガイダンス、新規就農者、農業法人就職者による事例発表などを行います。

4 農業インターンシップ *inter*

農業法人で就業体験を希望する人(学生・社会人)のためのブースを設置し、相談に応じます。

5 資料コーナー

全国各地の市町村や農業法人、研修施設などの様々な新規就農に関する資料を提供します。

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまなしくみ

新規就農相談センターとは

農業法人に就職する

研修を修了して独立する

自ら農業経営を始める

就職を支援するまでとまなしくみ

新規就農相談センターとは

2 農業就業体験活動

(1) 農業インターンシップ（農業法人等での体験）

先進的な農業法人等での実践的な就業体験です。原則、社宅や寮などへの泊まり込みですので、農作業を体験するだけでなく、経営者と農業の魅力や経営などについて打ち解けて話すことができます。

体験期間は1週間（5日以上）～6週間で、費用は無料（現地までの交通費は体験者の自己負担）です。

受け入れ先として、全国約160社の農業法人等が登録されており、全国新規就農相談センターのホームページで確認できます。

体験者の感想

農業という仕事のスケールの大きさを感じた一週間でした。畑の広さ、畝の長さ、全てが桁はずれで、頭の中で描いていた農業と、現実の農業のギャップを知ることができたとても有意義な時間でした。

有機農業を行う農家だったので、一般の農家との違いや有機栽培ならではの苦労話を聞くことが出来ました。生産以外にも企画や販売など幅広い活動をされており、一つの視点だけにかたよらない姿勢も教えてもらい勉強になりました。指導は厳しかったので苦労しましたが、自分に返ってくるものも大きかったので、今回の経験に満足しています。

受入先の家族の方々は8人家族という大家族でとても楽しかったです。普段は一人暮らしをしている私にとって、にぎやかな雰囲気になごまされました。酪農のことだけでなく、人生経験豊富な受入先経営者の方の話は学ぶことができ、農業体験以上のことを得ることが出来ました。



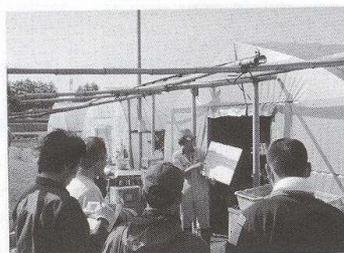
(2) チャレンジ・ザ農業体験・研修（学校での体験・研修）

農業者を育成する就農準備校（茨城県にある日本農業実践学園）と連携して行っている体験・研修活動で、1週間（5日）、1カ月、3カ月の3つのコースがあります。稲作、野菜など希望のコース（時期、作目）を選んで、随時申し込みます（時期により、開設されないコースもあります）。

各コースの費用（保険料込）

5日間コース	25,000円
1カ月コース	73,000円
3カ月コース	203,000円

※それぞれ、期間中の食費（3食）・宿泊費・研修費・傷害保険料等を含む。



3 農の雇用事業（農業法人等による雇用と研修の支援）

農業法人等が農業経験の乏しい人を新規に雇用して行う実践的な研修（OJT研修）に対し、研修生（新規就業者）1人当たり月額97,000円を上限に最長1年間助成する事業です（法人等に対する助成）。農業経営者と研修生に

対するOFF-JT研修も行います。

農業を魅力ある仕事・職場とするため、同事業を実施する法人等に対しては労災保険、雇用保険への加入を求めするなど、雇用改善も進めています。



あぐなび （就農までのナビゲートサイト） あぐなび

新規就農相談センターでは、就農希望者が得たい情報をすぐに得られるようにするため、マイページ機能を搭載した「あぐなび」を開設しています。

あぐなびに登録すると、メールマガジンやイベント情報もれなく届きます。また、新・農業人フェアに事前予約することができ、会場案内図や出展者情報が掲載されたパンフレットが手に入ります。一度登録すれば、就農相談カードを簡単にプリントアウトできるので、新農業人フェアや就農相談会に行くときにあらかじめ持参でき便利です。さらに、あぐなびを利用して、自分の都合の良い時間に就農相談員とメール相談を行うことも可能です。

その他、求人をしている農業法人等の連絡先（電話番号）を問い合わせることができます。

■エントリーフォーム
(PC)

https://job.axol.jp/13/c/be-farmer/entry_4828070217/agreement

■エントリーフォーム
(Mobile)

こちらのQRコードから →

